

# 新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける中小事業者の皆さまへ



## 新型コロナ経営改善資金の取扱いを 令和3年4月1日より開始しました

- **対象要件** 新型コロナウイルス感染症による業績悪化に伴い、市町村長からセーフティネット保証4号、5号（売上高15%以上減少に限る。）又は危機関連保証のいずれかの認定を受け、かつ経営行動計画書を策定した方（国の全国統一制度に準拠）
- **融資条件**
  - ・ 融資限度額：4,000万円
  - ・ 償還期間：10年以内（据置5年以内）
  - ・ 融資利率：年1.4%（固定）
  - ・ 保証人：原則、法人代表者以外は不要。ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者不要
  - ・ 信用保証料：事業者負担 年0.1%（※条件変更に伴い生じる追加保証料（年0.85%又は1.05%）は事業者の負担となります。）

● 信用保証料の事業者負担0.1%については、一旦、事業者にお支払いいただきますが、岐阜県信用保証協会の助成制度により、実質負担はゼロになります。

- **融資実行期限** 令和4年3月31日(木)まで

- **申込先** 県内各金融機関

- **申込書類**
  - ① 認定書（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか）
  - ② 経営行動計画書
  - ③ 経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応の場合）
  - ④ 金融機関必要書類、保証協会必要書類 など具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。

- ・ セーフティネット保証4号：売上高等減少率 **20%**以上
- ・ セーフティネット保証5号：売上高等減少率 **5%**以上（当該資金は15%以上減少に限る。）
- ・ 危機関連保証：売上高等減少率 **15%**以上

※売上高等の減少について、事業所所在地の市町村長の認定を受けてください。

※有効期間は、認定の日から起算して30日間です。

\* なお、その他既存の県融資制度もありますので、下記へお問い合わせください。

\* お申込に際しては、金融機関の融資審査及び県信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

### ● 問い合わせ先

岐阜県商工労働部商業・金融課 資金融資係 TEL 058-272-8389

岐阜県信用保証協会 総合相談窓口 TEL 0120-015-047

\* 融資のお申込み窓口は、県内各取扱金融機関です。

